

東京都動物の保護及び管理に関する条例の一部改正の概要

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して

改正の必要

近年、動物は、飼い主にとって単なるペットとしてではなく、飼い主の生活の一部としてなくてはならない存在となっています。また動物は、飼い主との関係だけではなく、地域社会にも関わりを持っています。

しかし、一方では、動物への正しい理解の不足から、動物にとっても、飼い主や地域の人々にとっても好ましくない事例が起きています。

そこで、動物が命あるものであることを再認識し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざし、条例の一部を改正しました。

人と動物との調和のとれた共生社会とは

飼い主が命ある動物を適正に飼養し、動物の存在が地域の人々により受け入れられ、地域の人々の間に生命尊重や友愛の気風がいきわたっている...社会をいいます。

改正のポイント

条例の題名及び目的を改正しました。

ポイント1

都は命あるものである動物の愛護と人への危害防止を図るこの条例にふさわしい題名として「東京都動物の保護及び管理に関する条例」から「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」へ改めました。また、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を将来にめざす方向として目的の中に明らかにしました。

都の責務規定を改正しました。

ポイント2

都は「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けて、基本的総合的な施策を策定し、都民と協働しながら様々な施策を展開していきます。

都民の責務規定を改正しました。

ポイント3

「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するためには、動物の飼い主だけでなく都民の理解と協力が不可欠であるため、そのことを明らかにしました。

動物の適正飼養に関して飼い主等の責務を追加しました。

ポイント4

「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するためには、飼い主と動物との良好な関係を築くだけでなく、その状況が地域社会に受け入れられることが重要であることから、以下の事項を飼い主等の責務に追加しました。

- (1) 「周辺環境への配慮」、「飼えなくなった場合の飼い主の発見」を飼い主等の責務としました。
- (2) 不適正な動物の選択により、飼い主も動物もさらには近隣住民も不幸な状況となることを防ぐため、動物を飼い始める前に動物の本能等を理解し、飼養目的や飼養環境にあった動物を選ぶことを、飼い主となる者としての責務として新設しました。
- (3) 動物飼養の基本事項を動物飼養の遵守事項と改め、「人と動物の共通感染症の予防」等を追加しました。
- (4) 感染症や意図しない繁殖を防ぐため、その一因となる屋外飼養ねこの感染症予防や繁殖防止措置を、ねこの所有者の遵守事項としました。
- (5) 人が犬との良好な関係を築くには、適切なしつけが必要となることから、しつけを施すことを、犬の飼い主の遵守事項としました。

ポイント5

動物愛護推進員を委嘱します。

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けて、動物愛護を推進するために、熱意と識見を有する都民を動物愛護推進員として委嘱します。